

① 人材確保策の強化

◎R3年度から新たに実施又は既に実施 ○R4年度から実施予定 △R5年度以降実施予定

A:予定以上 B:予定通り C:今後実施予定 D:検討

No	新規・拡充・継続	区分	取組項目	目的	具体的な取組内容	実施主体 (黄色で着色)	役割	取組の効果を見る KPI	スケジュール			優先 順位	取組状況等	
									R3	R4	R5			
1	新規	ア 児童生徒と保護者へのアプローチ強化	★出前授業や現場見学会の実施	児童生徒や保護者に建設業への理解を深めてもらい、建設業を職業の選択肢の一つに加えてもらう。	・出前授業で使用するプレゼン資料を技術理論に裏打ちされた分かりやすい、動画を含んだものを官民共同で作成し、出前授業を実施。 ・普通科も含めた全高校対象の「建設業現場見学会」を保護者同伴で建設業協会支部で実施。	県建設業協会 県土木施工管理技士会 県建設技術公社	企画、実施	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	教育委員会と協議し、モデル的に実施	マッチング、現場見学会を本格実施	同左	◎	・出前授業を令和4年5月～6月に安芸地区で実施。 ・令和5年度は須崎地区での実施向け準備中 ・保護者も参加可能な現場見学会を令和4年8月20日(土)に安芸、高知、幡多の3地区で実施。 ・県防災砂防課が毎年実施する「こども防災キャンプ」のメニューにも、建設業協会の協力のもとドローン操縦体験を追加	A
2	新規		職場体験等受入可能業者リスト作成及び提供	中学校や高等学校で職場体験を受け入れてくれる建設業者をリスト化し、中学校や高等学校に提供する。	建設業協会の各支部及び土木事務所が協力し、職場体験を受入可能な業者リストに体験等のプログラム、受入可能人数などをとりまとめたリストを作成し、小中学校や高等学校へ配布してもらうことで、建設業者を体験先候補に加えてもらう。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	職場体験等の受入可能な建設業者のリストの作成 職場体験の受入協力 協会と教育委員会事務局との調整	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	リスト作成検討	リスト作成、提供	リスト作成、提供	◎	・建設業協会各支部へ令和5年度の出前授業の実施について参画を呼びかけ中。 ・リストは今年度中に作成予定	C
3	拡大		若年者確保に向けたイベント開催	小中高生と保護者を対象に建設業の魅力やPRするイベントを開催し、若年者の入職につなげる。	現在実施している「こうち建設フェスタ」のイベント内容を、建設業への理解を深め、若者の人材確保に、よりつながるものに改善して実施。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	イベントの開催 参加協力 補助金の実施	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	企画検討、実施	改善	改善	◎	「こうち建設フェスタ」において、若者に興味を持ってもらえるよう、高校生がチームを組んで参加する建設業に関するクイズ大会(建Q=けんきゅう)を実施予定	B
4	新規		若手技術者・技能者との意見交換会	児童生徒の先輩や若手の建設業従事者との意見交換会を通じて、建設業への理解を深めてもらい、建設業を職業の選択肢の一つに加えてもらう。	建設業の仕事内容や、やりがい等について、卒業生が母校を訪問して、若手技術者として児童生徒と意見交換を実施。	県建設業協会 県土木施工管理技士会 建設業者 県土木政策課	企画、実施 若手従業員の派遣 教育委員会事務局との協議、調整	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	教育委員会と協議し、企画案作成	モデル的に実施	各支部で取組を実施	○	・現場見学会の中で、若手技術者との意見交換会を実施 ・県の若手土木技術職員及び土木施工管理技士会職員が、普通科高校等を訪問し、土木の仕事内容を紹介、意見交換を実施。	B
5	新規		進路説明会の実施	中学生や保護者等に建設業についての理解を深めてもらい、建設業を職業の選択肢に考えてもらう。	中学生や保護者の進路説明会、PTA総会での動画上映や授業でDVDによる資料映像の活用も含めて建設業の魅力を説明する機会を設ける。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	企画、説明資料の作成 雇用条件等の提供 教育委員会事務局との調整	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	教育委員会と協議し、企画案作成	モデル的に実施	本格実施	○	・保護者も参加可能な土木工事1日体験では、3名の保護者が参加。 ・令和4年6月5日の安芸市「教育の日」に合わせた参観日に出前授業を実施。保護者にも授業の内容を見てもらう事ができた。	B
6	新規		中高教員向けの建設業勉強会等開催	中学校、高等学校の教員に建設業について理解を深めてもらい、生徒に指導する際、建設業を職業の選択肢の一つとして提案してもらう。	中学校や高校の教員に対して、建設業についての勉強会、現場見学会を実施。(工業会が実施の例あり)	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	企画、実施。勉強会開催の会場、講師手配 講師の派遣 教育委員会との調整、学校への案内	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	教育委員会と協議し、企画案作成	モデル的に実施	本格実施	○	・教員の研修会等にお時間をいただき、現在の建設業(土木)の様子や安芸地区等で実施した出前授業の様子を紹介させていただき、今後の進路指導や授業カリキュラムの参考にさせていただけるような機会を作りたい。	C
7	新規		建設業周知パンフレットの作成、配布	児童生徒や保護者、教員に建設業について理解を深めてもらい、建設業を職業の選択肢の一つに入れてもらう。	建設業の役割や仕事内容、デジタル化の取組、やりがい・魅力などを紹介する冊子を生徒や保護者・教員向けに配布し、出前講座などで使用することで、建設業への理解を深めてもらう。(R3.6月に中学生向けパンフレットを作成し、公立全中学校の3年生に配付済み)	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	パンフレット作成等 自社の取組、社員の紹介、原稿作成 補助金の実施	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	企画、作成、配付	作成・配布	作成・配布	○	・引き続き、建設業協会において、パンフレットの作成等を実施	B

No	新規・拡 充・継続	区分	取組項目	目的	具体的な取組内容	実施主体 (黄色で着色)	役割	取組の効果を見る KPI	スケジュール			優先 順位	取組状況等	
									R3	R4	R5			
8	新規		県内建設業に就業者対象の奨学金支援制度創設の検討	インセンティブを与えることにより、全国の若い年代の層に対し、高知県の建設業を職業の選択肢の一つに加えてもらう。	県外の大学から県内建設関係に5年間以上県内の建設業に就業を継続することを条件に、県外の大学生に給付型の奨学金を支援する。 (例：年間10人×50万円=500万円を基金から毎年拠出。)	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	補助制度の実施、事務手続き 受け入れ先としての年次報告 補助制度の研究、協力	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	奨学金制度の仕組みを検討	奨学金制度の予算化検討	奨学金制度実施	△	・資金確保の課題があるが、関係団体と協議を行っていく。	D
9	新規	イ 魅力発信の強化	★動画の投稿サイトなどを通じた情報発信	建設業における旧3Kのイメージを払拭し、現在の建設業を正しく理解してもらう。	建設業における旧3Kのイメージを払拭するために、デジタル化や災害時の対応、インフラ整備の貢献度などを生徒や保護者に伝わるように、動画や写真の投稿サイトを通じた情報発信を行う。効果を高めるため、見てもらうための仕掛け作りも併せて検討する。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	企画し、制作を委託 撮影協力 補助金の実施	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人(参考) ・視聴回数	企画・戦略作り、素案作成	制作、公開	公開、評価	◎	・建設業協会でインスタグラムを開設(令和3年10月)。また、同協会のHPにリクルートページを開設(令和4年6月)。	B
10	拡充		★建設業活性化事業費補助金による業界団体が行う活性化の取組への支援	建設業における旧3Kのイメージを払拭し、進化した建設業を正しく理解してもらう。	建設業の重要性及び魅力の発信、技能の伝承や入職・定着の促進など働き方改革に向けた取組を含む建設業の活性化に繋がる取組を実施する関係団体を支援する。	県内の団体 建設業者 県土木政策課	補助金の活用 補助制度の事業を活用 補助金の実施	「雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:85%→R5:65%	補助制度の見直し	検証、改善	検証、改善	◎	・建設業活性化プランと連動し、補助金審査会での審査により、人材確保に資する取り組みに優先的に交付 ・プランの取組強化を受け補助金予算額を増額(350万円→700万円)。 ・令和4年度は3団体に交付済 【(一社)高知県建設業協会、(一社)高知県造園業協会、中村地区建設協同組合】	B
11	新規		テレビ等のマスメディアを通じた建設業の理解促進	建設業における旧3Kのイメージを払拭し、現在の建設業を正しく理解してもらう。	建設業における旧3Kのイメージを払拭するために、デジタル化や災害対応、インフラ整備の貢献度を生徒や保護者にも伝わるように、効果的な手法を研究し、テレビや新聞等のマスメディアを通じて、報道してもらう。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	取材源の提供、投稿 報道取材への協力 PR手法の研究、投稿	(参考) ・マスコミに取り上げられた件数 ・WEB等で発信した件数	勉強会、戦略作り	戦略的広報を実施	戦略的広報を実施	○	・建設業協会において、建設業の役割や魅力を伝える第2弾のテレビ特番を作成予定。 また、災害発生時の建設業者の対応・活動等を伝える番組を作成し、県下のケーブルテレビで広く放送予定。 上記の取組には活性化事業費補助金を交付。	B
12	新規		★働き方改革や女性活躍に取り組む工事施工者の優遇制度の創設	働き方改革や女性活躍などの労働環境の改善に取り組む工事施工者を表彰することなどで、事業者の意識を醸成し、取組の拡大を図る。	働き方改革や女性活躍に繋がる取組など、労働環境の改善に取り組む事業者に対し、入札参加資格や総合評価で優遇する制度を検討する。	県建設業協会 建設業者 県技術管理課 県土木政策課	制度の周知 制度の活用 促進する仕組みを検討	「雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:85%→R5:65%	仕組みを検討	実施	検証、改善	○	・入札参加資格審査において、高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得している事業者を評価中。 ・令和4年度の総合評価方式から、「女性技術者の配置」を評価の選択項目に追加 ・R5年度から新たに厚生労働省による「えるぼし(女性)」と「ユースエール(若者)認定企業も評価。	B
13	継続	高知県優良工事施工者表彰の実施	県内の建設技術水準の向上、高品質の社会資本を確保及び広く県民に公共事業や建設業の社会的役割について理解を深めてもらう。	前年度の完成検査に合格した成績評定点が80点以上の工事を対象に、県内部職員による書類審査により、知事賞5件程度、優良賞20件程度を表彰し、受賞企業の代表数社が発表会を行う。(工業高校等に発表会への出席を呼びかけ、高校生も参加している。)	県建設業協会 建設業者 県技術管理課	制度周知 応募 表彰の実施	「雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:85%→R5:65%	表彰制度の見直し	検証、改善	検証、改善	◎	・令和4年度予算で継続実施中。 ・新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、工業高校等にはWEB発表会への参加を呼びかけ。	B	
14	新規	建設業従事者によるドローン操作コンテスト	建設業における旧3Kのイメージを払拭し、現在の建設業を正しく理解してもらう。	建設業におけるドローン活用のPRとドローン技術の普及促進のために、ドローン操作コンテストの実施し、技術者の技術の向上と若者の入職者を確保することを目指す。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	企画、開催実施 参加協力 開催広報	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	企画づくり	試行	実施	△	・コンテストの形をとると経験者に限られるため、出前授業、現場見学会、建設フェスタ等で幅広い層への操縦体験に修正。 ・建設フェスタにおいて、ドローン操作体験コーナーを設置し、好評を博す。 ・出前授業、現場見学会においても、ドローン操縦体験を実施。	B	

No	新規・拡充・継続	区分	取組項目	目的	具体的な取組内容	実施主体 (黄色で着色)	役割	取組の効果を見る KPI	スケジュール			優先 順位	取組状況等	
									R3	R4	R5			
15	新規		フォトコンテストの実施	建設業における旧3Kのイメージを払拭し、現在の建設業を正しく理解してもらう。	建設業の魅力発信のため、プロ、アマを問わずフォトコンテストを実施し、選ばれた写真をWEBや印刷物で活用、広報することで、イメージアップを図る。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	企画、開催実施 被写体提供の協力 広報支援	県内高校生の建設業への就職者数 R2:96人→R5:110人	企画づくり	試行	実施	△	・コンテスト形式をとるかを含め実施を検討。	D
16	新規		★女性技術者等への配慮事項研修会実施	女性が活躍しやすい労働環境を整えることで、建設業における女性入職者の入職者を増やし、子育て期等での離職者を減らす。	・県が実施する働き方改革の研修の中で、女性活躍のための研修を設けて女性への配慮事項の周知を検討。 ・女性専用トイレや着替用の間仕切り設置や休憩、昼食の際にキャンピングカーの活用などの事例を研修等で紹介。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	研修内容検討、周知 研修参加、就労環境の整備 研修実施	「女性技術者等を雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:60%→R5:40%	企画、予算要求	実施	検証、改善	○	・令和3年度の働き方改革支援研修の中で、女性経営者としての視点からの事業者事例発表（育児介護休業制度の整備等）を実施。 また、ハラスメント防止研修を令和3・4年度に継続して実施。	B
17	新規		女性技術者・技能者の活躍に向けた広報	女性が活躍しやすい広報活動を強化して、働きやすい労働環境を整備する。	・建設業における女性活躍がイメージできる動画作成を検討。 ・業者や学生等に協力してもらい、ユニフォーム（作業服）を制作し、ファッションショーの開催を検討。 ・建設業協会主催で女性が参加しやすいイベント開催を検討。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	各種企画を計画実施 参加 補助支援	「女性技術者等を雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:60%→R5:40%	企画、予算要求	実施	検証、改善	○	・建設業協会において、女性技術者が出演する動画を作成。また、ホームページに女性技術者へのインタビューを掲載 ・ファッションショーは費用対効果の点から、建設フェスタでの既存のユニフォームの展示、試着コーナーの設置に修正。 ・「こうち建設フェスタ」において、男女ともに参加できる建設業に関するクイズ大会（建Q=けんきゅう）を実施予定	B
18	新規		女性技術者と女子学生等との意見交換会開催	女性同士での意見交換会を通じて、建設業について理解を深めてもらい、建設業を職業の選択肢の一つに加えてもらう。	・県内の建設業に就業する女性技術者や技能者と就業を検討する女子学生（中学生、高校生、大学生等）との意見交換の場を設ける。県外の大学生も参加しやすいようにオンラインでの開催も検討。 ・併せて、女性技術者や技能者同士の意見交換会の場も設定。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	意見交換会の実施 女性技術者の参加協力 教育委員会との調整	「女性技術者等を雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:60%→R5:40%	企画作り	実施	検証、改善	○	・建設フェスタ等におけるKDJ（高知土木女子会）ブースでの実施を検討	C
12 (再掲)	新規	ウ 女性や外国人材などの人材確保の支援	★働き方改革や女性活躍に取り組む工事施工者の表彰制度等の創設【再掲】	働き方改革や女性活躍などの労働環境の改善に取り組む工事施工者を表彰することなどで、事業者の意識を醸成し、取組の拡大を図る。	働き方改革や女性活躍に繋がる取組など、労働環境の改善に取り組む事業者に対し、入札参加資格や総合評価で優遇する制度を検討する。	県建設業協会 建設業者 県技術管理課 県土木政策課	制度の周知 制度の活用 促進する仕組みを検討	「女性技術者等を雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:60%→R5:40%	仕組みを検討	実施	検証、改善	○	・入札参加資格審査において、高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得している事業者を評価中。 ・令和4年度の総合評価方式から、「女性技術者の配置」を評価の選択項目に追加 ・R5年度から新たに厚生労働省による「えるぼし」（女性）と「ユースエール」（若者）認定企業も評価。	B
19	新規		女性技術者と女子学生等との相談コーナー開設	女性技術者への相談コーナーを設けて、建設業における女性の働き方について理解を深めてもらい、建設業を職業の選択肢の一つに加えてもらう。	・現在実施している啓発イベント内において、女性技術者による女性のための就業相談コーナーを設ける。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	相談コーナーの設置 女性技術者の参加協力 補助支援	「女性技術者等を雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:60%→R5:40%	企画作り	実施	検証、改善	○	・建設フェスタ等におけるKDJブースでの実施を検討	C
20	新規		★外国人材の制度説明会の実施	技能実習制度や特定技能制度を理解してもらうことにより、県内の建設業における外国人材のニーズを満たす。	・技能実習制度や特定技能制度について、県内の受け入れ建設業者や外国人の体験談、受け入れ団体の事例発表などを通じて制度と外国人材の実態の把握と円滑な雇用につなげてもらう。	中小企業団体中央会 建設業者 県土木政策課	制度説明会の周知、広報 参加 制度説明会の実施	外国人雇人数 R2:310人→R5:380人	制度説明会実施	支援を実施	支援を実施	◎	・令和4年7月に制度説明会を実施（外国人技能実習制度、特定技能制度）。今後も、ニーズを把握しながら実施予定。	B

No	新規・拡 充・継続	区分	取組項目	目的	具体的な取組内容	実施主体 (黄色で着色)	役割	取組の効果を見る KPI	スケジュール			優先 順位	取組状況等	
									R3	R4	R5			
21	新規	エ 働きやすい 労働環境の整備	★ 外国語に対応した建設機械講習等の県内での実施や高度人材活用に向けた支援の検討	県内での資格取得できるような環境を整備し、外国人材がより活躍できるようにする。	・県内では、ベトナム語などの外国語の講習に対応できる通訳がおらず、県外まで講習受講に出かけているため、県内で講習ができる環境を整備する。今後は、関係部署とも連携して外国語に対応した建設機械等の資格取得講習会開催を検討。 ・高度人材の活用に向けた支援策の検討。	中小企業団体中央会	補助制度の活用	外国人雇用人数 R2:310人→R5:380人	試行実施	支援を実施	支援を実施	◎	・建設事業者が実施する外国人向け建機教習所が円滑に実施できるよう、関係所管課と連携しつつ支援を実施中。	B
22	新規		★ 外国人材の実技講習における資格制度の緩和を要望	建設業における外国人材の就業できる範囲が限定されるため、幅広い職種で活躍できるようにする。	・建設業における技能実習生の職種が作業内容で細分化され、限定された作業しかできないことから、実際の現場では利用しづらい制度となっているため、幅広く作業ができるように国に対して政策提言を実施。	中小企業団体中央会	提言内容の企画、立案	外国人雇用人数 R2:310人→R5:380人	提言実施	関係団体と協議 必要に応じ再度提言	関係団体と協議 必要に応じ再度提言	◎	・令和4年1月に、技能実習制度及び特定技能制度における作業範囲の拡大に関する政策提言を実施。 ・特定技能制度は、土木、建築、ライフライン・設備の3分野に統合する動きがあり、幅広く作業ができるようになる見通し。 ・技技能実習制度は、制度の運用等について、関係団体と協議しながら、必要に応じ再度提言を実施。	B
					建設業者	提言内容への意見進言、制度活用								
				県土木政策課	政策提言を実施									
23	拡充	エ 働きやすい 労働環境の整備	★ 県、市町村における週休2日モデル工事の実施拡大	建設現場では、まだ4週6休が多いことから、多くが4週8休となることで、働きやすい労働環境を整備し、建設業の魅力向上に繋げ、若者の入職者を増やす。	県発注工事においては、令和3年4月から週休2日モデル工事対象とする額を取り払い、原則全てを対象としている。しかし、市町村は、週休2日工事にはどこも取り組んでいない。このため、建設現場の従業員によって休日にはばらつきがあるので取り組みにくいという声があることから、県が市町村を積極的にサポートする。	県建設業協会	週休2日制度の周知	県38%→100% (市町村 0% → 20%)	研修等で周知	研修等で周知	研修等で周知	◎	・県は、令和4年度から請負対象金額5,000万円以上の工事を原則「発注者指定型」に限定。 ・市町村でも令和4年度から週休2日制モデル工事の実施あり 四国地方公共工事事質確保推進協議会の調査では15市町村が検討中 うち2市町(高知市、いの町)の実施を確認	B
					建設業者	週休2日工事を実施								
					県土木政策課	普及啓発、市町村へのサポート								
24	拡充	エ 働きやすい 労働環境の整備	★ 働き方改革への対応に向けた研修の実施	働きやすい労働環境を整備し、建設業の魅力向上に繋げる。	令和3年度からコンプライアンス研修と併せた働き方改革のWEB研修の中で、若者や女性の働きやすい就労環境に向けた研修を実施する。	県建設業協会	研修会の周知	「雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:85%→R5:65%	研修会の開催	検証、改善	検証、改善	◎	・令和4年度の働き方改革支援研修では、ハラスメント防止や、デジタル化による働き方改革の事業者事例発表等の内容で実施中。	B
					建設業者	研修会への参加								
					県土木政策課	研修会の実施								
25	継続	エ 働きやすい 労働環境の整備	建設業働き方改革等支援アドバイザーの派遣	働きやすい労働環境を整備し、建設業の魅力向上に繋げる。	働き方改革等支援アドバイザー制度を実施してきたが、利用件数が少なく、利用者にも偏りが見られるため、制度の利用実績の公開やアドバイザーの対象範囲を例示するなど制度の周知方法を改善し、利用を促す。	県建設業協会	アドバイザー制度の周知	「雇用したいが応募がない」の建設業者の回答率 R2:85%→R5:65%	アドバイザー制度の周知改善、範囲拡大	検証、改善	検証、改善	◎	・令和4年度は、工事原価管理等、利益の出せる会社の体質作りに向けたアドバイザー利用を呼びかけ中。 ・アドバイザー派遣実績一覧をHPに掲載中。	B
					建設業者	アドバイザー制度の活用								
					県土木政策課	アドバイザー制度の見直し、拡充								

No	新規・拡充・継続	区分	取組項目	目的	具体的な取組内容	実施主体 (黄色で着色)	役割	取組の効果を見る KPI	スケジュール			優先 順位	取組状況等	
									R3	R4	R5			
② インフラ分野のDX(※)の推進 ※ DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるためのもの。														
26	新規	生産性向上と技術力向上への支援	★ICT機器の導入に係る補助制度の創設	ICT機器の導入を促すことで、県内の業界全体の生産性の向上を図る。	ICT建設機械・測量機器・ソフトウェアの導入経費、講習会参加費などを補助することで、県内各地域にモデルとなる取組を広げ、発表会や現地見学会を通じて、県内全域にICT活用工事を拡大していく。	県建設業協会 建設業者 県技術管理課	制度の周知 取組推進 補助金の実施	ICT活用工事の実施数 R2:20件→R5:110件	補助制度実施	補助制度実施、現場見学会実施、検証	検証、現場見学会実施	◎	R3(KPI)38件:実績41件 R3:ステップアップコース6社、チャレンジコース17社に補助 現場見学会:3社、74名参加(R4.8月末時点) R4:26社に補助決定 現場見学会:16社(予定)	B
27	新規		遠隔臨場などリモート環境の導入等のサポート窓口の設置	ICT機器の導入を促すことで、県内の業界全体の生産性の向上を図る。	建設分野のデジタル化を一気に進めていくために、遠隔臨場などのリモート環境などの建設業者等の困りごとに対応できるよう、デジタル化に関する相談窓口を設置する。	県建設業協会 建設業者 県技術管理課	窓口の紹介、周知 相談窓口の活用 相談窓口設置、運用	ICT活用工事の実施数 R2:20件→R5:110件	相談窓口の設置	-	-	◎	遠隔臨場に関する説明会を12回開催。 相談窓口を開設(R3.3~R4.3) 実績:32件の問い合わせ 令和4年1月以降は、問い合わせが0件となり、サポートの役目は完了	B
28	継続		★i-Construction、ICT等に関する研修の充実	ICT活用等の理解を促すことで、県内の業界全体の生産性の向上を図る。	現場技術者を対象としたICT技術研修会や経営者を対象としたi-Construction講座を開催し、建設現場の生産性向上やICT技術に関する知識の向上を図り、ICT活用工事の普及拡大を図る。	県建設業協会 建設業者 県技術管理課	周知 研修参加、意識向上 研修実施、啓発	ICT活用工事の実施数 R2:20件→R5:110件	研修実施	研修実施	検証、改善	◎	R3i-Construction講座 10月27~29日で3回開催(計103名参加) R3ICT技術研修会 11月10日、11日、16日、17日で開催(計76名参加)	B
29	継続		情報化技術活用検討委員会等の開催	最新の取り組み事例を県内業者に紹介し、より一層の情報化技術活用を促進する。	専門家で構成した委員会より、先進的な取り組み事例の報告や県事業での導入に向けたアドバイスを受け、ホームページ等を通じて県内業者に紹介していく。	県建設業協会 建設業者 県技術管理課	周知 参加 検討委員会等の開催	ICT活用工事の実施数 R2:20件→R5:110件	範囲拡大検討	検討委員会開催	検証、改善	◎	令和3年12月21日に委員会を開催	B
30	継続		★維持管理エキスパート研修の実施	インフラの維持管理の必要性が高まっており、維持管理の技術力向上を図る。	老朽化が進む県内インフラの良好な維持管理に県内建設業者が貢献できるよう、土木構造物の点検技術等を習得するために必要な研修を技術力に合わせて3段階で実施し、点検や補修補強の技術に優れた建設業者の育成を目指す。	県建設業協会 建設業者 県技術管理課	周知 研修参加 研修実施	(参考指標) 参加企業数、参加従業員数	実施	実施	実施	○	R3実績 初級レベル:3分野各3回を開催(166名参加) 中級レベル:3分野各2回を開催(41名参加) R4実績(8月末時点) 初級レベル:3分野各2回 (WEB開催含む)98名参加	B
③ 公共工事の品質確保とコンプライアンスの確立														
31	継続	ア 公共工事の品質確保	★平準化の取組	年間を通じて工事量を安定させ、工事従事者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化を図る。	繰越明許予算等の活用や、公共工物品質確保推進協議会において市町村に県の取り組みを紹介するなど具体的な取組手法などについて検討を進める。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	経営健全化の呼びかけ 従事者の処遇改善、経営の健全化 発注の平準化	高知県における工事の平準化率※ R2年度:0.80 → R5年度:0.90	実施	実施	実施	◎	・繰越明許予算や債務負担行為の活用、柔軟な工期の設定(余裕工期設定)の活用。 ・公共工物品質確保推進協議会の場などで、市町村に県の取り組みを紹介。	B
32	継続	イ コンプライアンスの確立	★コンプライアンス研修の実施	継続的に研修を実施していくことで、全ての取り組みの前提となるコンプライアンスの確立を図る。	コンプライアンスの確立は、全ての取り組みの前提となるものであり、引き続き、研修を実施していくことで、県内事業者のコンプライアンスの意識向上を図る。	県建設業協会 建設業者 県土木政策課	独自の研修実施 研修参加、意識向上 研修実施、啓発	土木一式の入札参加資格保有業者の研修参加率 A 100%、B 90% C 70%、D 50%	実施	実施	実施	◎	・コンプライアンスの確立は、全ての取り組みの前提となるもの。 ・令和4年度も事業者向けと県・市町村等職員向けに、それぞれWEB開催により継続して実施中。 ・県土木部は全員受講を義務。市町村は令和4年度から1名以上の参加を要請。	B